

全国商工会議所青年部連合会委員会規程 第1条、第2条、第10条の改正について

過去の日本YEGの提言活動において、YEGのあるべき姿が何度となく議論されてきた。その中で本年度、日本YEG設立30周年を迎えるにあたり、様々な検証を行った結果、より整合性を高め、本会の円滑な運営に寄与するとともに、YEG活動に幅広い視野と理解を深めることを目的に、日本YEG常設委員会の設置方法を改善し、より組織強化に即した形とするために、委員会規程改正を行うこととする。

(1) 全国商工会議所青年部連合会委員会規程（平成23年3月31日改正）

(注) アンダーラインは改正部分

旧条文	新条文
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>全国商工会議所青年部連合会</u> (以下、<u>本会</u>)に、次の委員会を置く。</p> <p>(1) <u>総務委員会</u></p> <p>(2) <u>企画委員会</u></p> <p>(3) <u>研修委員会</u></p> <p>(4) <u>広報委員会</u></p> <p>2 <u>前項の委員会のほか、特別委員会を置くことができる。</u></p> <p>(所管事項)</p> <p>第2条 <u>総務委員会においては、主に本会の運営に関する事項を所管する。</u></p> <p>2 <u>企画委員会においては、主に本会の全国大会、全国会長研修会、各ブロック大会等に関する事項を所管する。</u></p> <p>3 <u>研修委員会においては、主に本会の研修等に関する事項を所管する。</u></p> <p>4 <u>広報委員会においては、主に本会の広報等に関する事項を所管する。</u></p> <p>5 <u>各委員会は1から4に定める事項の他に、総会で承認された事項を所管す</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この規程は、全国商工会議所青年部連合会規約（以下、規約という。）</u> <u>第21条の規定に基づき、全国商工会議所青年部連合会（以下、本会という。）の委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>(委員会の設置および所管事項)</p> <p>第2条 <u>本会に、規約第1条の目的の達成に必要な重要事項を審議するため、役員会の承認を得て、以下の事項を所管する委員会を設置する。</u></p> <p>(1) <u>本会の運営に関する事項。</u></p> <p>(2) <u>本会の全国大会、全国会長研修会、各ブロック大会等に関する事項。</u></p> <p>(3) <u>本会の広報等に関する事項。</u></p> <p>(4) <u>本会の研修等に関する事項。</u></p> <p>(5) <u>本会の提言活動等に関する事項。</u></p> <p>(6) <u>本会のビジネス活動等に関する事</u></p>

<p>る。</p> <p>(選任) 第5条 会長は委員長および委員を理事の中から選任し、役員会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3 会長は副委員長を委員の中から選任し、役員会の承認を得て委嘱する。<u>ただし、副委員長の内1名以上は理事とする。</u>なお、選任にあたっては副会長および委員長の意見を聴取しなければならない。</p> <p>(特別委員会) 第10条 特別委員会の設置およびその役割は、役員会の承認を得て定める。</p> <p>2 特別委員会の組織および運営については、第3条から第9条までの規定を準用する。</p>	<p>——</p> <p><u>(7) その他、会員総会で承認された事項。</u></p> <p><u>2～5 (削除)</u></p> <p>(選任) 第5条 会長は委員長を理事の中から選出し、役員会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3 会長は副委員長を委員の中から選任し、役員会の承認を得て委嘱する。なお、選任にあたっては副会長および委員長の意見を聴取しなければならない。</p> <p>(特別委員会) 第10条 (削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>(実施の時期)</u> 1 <u>第1条、第2条、第10条の改正規定は平成25年4月1日から実施する。</u></p>
---	--

改正理由

①第1条(目的)第2条(所管事項)について

草創期を振り返ると、昭和62年に連合会組織として運営体制の整備・拡充するため、役員呼称変更と増員に伴い委員会細則に基づいて「総務」「組織強化」「研修」「広報」の4つの委員会が発足した。そして、時代の背景とともに平成20年4月1日に委員会規程が制定され「総務」「企画」「研修」「広報」が常設委員会として設置され現在に至っている。

YEG拡充期を得て設立30周年を迎え、「新しい時代に即した青年経済団体

に進化出来るよう」、今後、従来の概念に捉われず日本YEG会長所信・施策等を重視した委員会体制が必要となってきた。

現在、日本YEGは4つの常設委員会と特別委員会で構成されている。しかし、常設という概念から委員会統合等は図れずにいる。また、特別委員会の設置数が制限されているため、その年度の思いを込めた委員会を設置できないケースが起こり得る可能性がある。

実現するためには、委員会設置に対し制約を持たず日本YEG会長が目的達成のために組織を形成して行くことが必要である。